



社会福祉法人 鳥取こども学園

法人事業説明会

平成28年6月18日(土)

13時から17時まで

平成28年度社会福祉法人鳥取こども学園法人事業説明会次第

1 日 時 平成28年6月18日(土) 13時から17時まで

2 場 所 鳥取こども学園 教育棟研修室

3 日 程

13:00	開 会・オリエンテーション	法人人事担当	吉田裕治
13:05	あいさつ・法人の概要説明 ようこそ「鳥取こども学園」へ	法人常務理事	藤野興一
13:40	鳥取こども学園	主任児童指導員 児童指導員	山本隆史 妹尾美希
14:00	鳥取こども学園乳児部	保 育 士	森川怜美
14:20	鳥取こども学園希望館	副 館 長 保 育 士	藤野謙一 宮口翔平
14:40	休 憩		
14:50	鳥取みどり園	副 園 長	中村秀子
15:10	鳥取フレンド・鳥取スマイル	寮 長	内藤直人
15:30	とっとり・よなご若者サポートステーション	所 長	星見元史
15:50	子ども家庭支援センター「希望館」・里親支援機関「里親支援とっとり」 障害福祉サービス「はまむら作業所」	法 人 理 事	西井啓二
16:10	給与、人材育成、福利厚生等に係る説明	法人事務局長	吉田裕治
16:30	就職相談会・施設見学		

4 参加者の皆様へ

- (1) 各事業所の説明は、時間・順番が変更となる場合があります。
- (2) 質問は、各事業所の説明が終了後に承ります。
- (3) 施設見学は、自由参加です。
- (4) 分からないことがありましたら、最寄りの法人職員にお尋ねください。

5 今後の採用予定

平成29年4月1日付 採用職員

採用試験：平成28年9月17日(土) 午後13時30分から(予定)

応募期間：平成28年6月18日(土)から9月5日(月)まで

採用予定：保育士・児童指導員・心理療法担当職員・その他

試験内容：書類選考・適性試験・面接試験

ようこそ「鳥取こども学園」へ

— 子どもと共に、仲間と共に、夢と希望へ向けて歩もう —

社会福祉法人鳥取こども学園 常務理事・園長 藤野興一

はじめに

① 社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

② 元々社会的養護は戦争の産物として生まれました。軍人戦没者 12 万人を出した日露戦争(1904.2.8～1905.9.5)後の 1906 年。軍人 230 万人、一般人 80 万人(日本軍として戦った朝鮮人、台湾人を除く)の戦没者を出した太平洋戦争(1941.12.8～1945.8.15)後に多くの児童養護施設が創設されました。

- ・ 2015 年は戦後 70 年の節目の年。人権を侵す最たるものが戦争です。そして今、IS をはじめ世界中を戦場として戦闘が繰り広げられ、日本も「戦後ではなく戦前(新たな戦争前夜)である」と言われています。

③ 2014 年、子どもの権利条約採択 25 周年、日本国批准 20 周年記念特別企画として「ヤヌシュコルチャックの足跡を訪ねる旅」を企画、ポーランドの首都ワルシャワを訪問、ドムシエロ孤児院からワルシャワ駅、トレブリンカ強制収容所跡、1970 年ブランド西ドイツ首相がその前で跪いて詫びたモニュメント、ポーランド子ども省、ワルシャワ蜂起博物館を訪れ、ポーランド子ども大臣と会い、貴重な学びの時を持ちました。

- ・ ナチスドイツのユダヤ人コロホースト作戦に抗してゲットーの中のドムシエロ孤児院で、子ども議会と子どもの法律、子ども裁判所を作り、子どもも大人と同じ尊厳をもった人間であると訴え続けながら 200 人の孤児と共にトレブリンカ強制収容所への道を選んだヤヌシュコルチャックに学びたいと思ったからです。
- ・ 子どもの権利条約は、第一次大戦、第二次大戦のような悲劇を二度と繰り返さないために、未来を担う子どもたちの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を中心に、子どもを大人と同じ権利行使の主体者とする事とした国際条約です。

1. 日本の養育は今

- ・ 少子化の時代に日本の社会的養護施設は満床で、都市部では入所待機状態が数か月にもわたり、施設入所児童の 60%が被虐待症候群、30%が発達障害等の養育困難な子ども達で一杯です。

① 児童養護施設、乳児院など社会的養護に入所している子どもたちは平成 27 年 3 月末で、45,677(平成 24 年 46594)人で施設はどこも満員であり、都市部を中心に待機待ち状態が深刻である。

H. 25. 3 月末 (H24. 3 月末)	児童養護施設	乳児院	情短施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム	里親	ファミリーホーム
施設・里親数 (H24. 3 月末)	602 (589→)	134 (130→)	43 (38)	58 (58)	243 (263→)	123 (99→)	登録数 9,949 世帯 (8,726 世帯→)	257 か所 (177→)
定員数 (H24. 3 月末)	33,017 (34,252)	3,865 (3,853)	1,962 (1,779)	3,753 (3,854)	4,869 世帯 (5,265→)	826 (656→)	委託数 3,644 世帯 (3,292→)	1,542 (1,062→)
現員 (H24. 3 月末)	27,828 (29,399)	2,939 (3,000)	1,358 (1,286)	1,397 (1,525)	3465 世帯 5,766 (3,714 世 6,028)	486 (390→)	委託児童数 4,731 人 (4,295 人→)	1,172 (671→)
※職員総数 (H23. 10. 1)	16,672 (15,575)	4,539 (4,088)	995 (948)	1,788 (1,801)	2,067 (1,972)	519 (372)		
※被虐待児	59.5%	35.5%	71.2%	58.5%	50.1%	65.7%	31.1%	55.4%
発達障害等 (H20. 2. 1)	28.5% (23.4%)	28.2% (32.3%)	72.9% (70.7%)	46.7% (35.4%)	(16.3%)	37.7%	20.6% (18.0%)	37.9%
身体的疾患	22.2%	28.7%	29.8%	16.1%	DV48.3%			
※ 大舎制	50.7%	280 施設	87.1%	6.9%	児童養護、乳児院、情短施設、里親：27 年 3 月末現在。 以下項目は平成 27 年 10 月 1 日現在。 大舎：20 人以上、中舎：13～19 人、小舎：12 人以下、乳児院小規模ケアは 5 人以下。自立支援(国立 2 施設含む)施設：大舎：26 人以上、中舎：16～25、小舎：15 人以下。			
※ 中舎制	26.6%	147 施設	0%	29.3%				
※ 小舎制	40.9%	226 施設	12.9%	82.8%				
小規模ケア	(809→)		1,218 か所					
地域小規模	(243→) 329 か所							

- ※ 職員数(自立援助ホームを除く)は、平成24年社会福祉施設等調査報告書による。(平成26年10月1日現在)
- ※ 自立援助ホームの職員数は、家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)。
- ※ 被虐待児、障害児、大舎、中舎、小舎の割合等については、厚生労働省(平成25年2月1日)調査による。

② 「社会的養護の課題と将来像(以下「課題と将来像」)」(2011年7月)の目指すもの

- ・ 「課題と将来像」は、戦後の大舎制施設での保護収容の枠組みから、施設で生活する子ども達の生活単位の小規模化と地域分散化・家庭的養護推進と里親委託促進による家庭的養育へと大きく舵を切るもの。
「施設か里親か」ではなく、施設と里親の連携によって社会的養護全体の強化を図る路線を選択した。
- ・ 更に、「課題と将来像」は、社会的養護を地域児童福祉の拠点とすべく、ソーシャルワーク機能強化を図ろうとするものでもある。児相や市町村窓口が虐待対応に追われ、社会的養護を必要とする児童に十分な支援・保護が届いていない中で、民間施設の蓄積された養育機能、ソーシャルワーク機能や民間と公との連携が求められる。
- ・ 市町村窓口の未熟と児童相談所の崩壊現象。施設に繋がっている子どもはまだ多い。児童虐待防止ネットワーク等の市民運動と地域児童福祉の拠点としての社会的養護。要保護児童対策地域協議会の強化。
- ・ 児童家庭支援センターと児童虐待防止ネットワーク、里親支援機関事業、里親支援専門員、家庭支援専門相談員配置、一時保護、ショートステイ、トワイライトステイと要対協・実務者会議・個別関係者会議強化。
- ・ 小学校区毎の里親開拓とソーシャルワーク機能の強化。24時間相談体制、診療所の有機的連携と相談体制。
- ・ 施設本体3分の1、地域分散型グループホーム3分の1、里親3分の1とする数値目標が提起されている。これは、増え続ける児童虐待や発達障害児、また、現在の社会状況からして、要保護児童対策地域協議会の活動強化等により、サポートの幅が広がることによって達成される。
- ・ 施設自体は入所児童が増えこそすれ減ることは予想できない。即ち、本体施設の入所児童を減らして施設入所児童総数を3分の1にするのではなく、グループホームと里親の量的及び質的拡大を目指すものである。
- ・ イギリス、アメリカなどの子ども人口に占める施設・里親への入所率と比べて、日本は圧倒的に少ない。
(一万人あたりオーストラリア49人、イギリス55人、アメリカ66人、フランス102人、**日本17人**
イギリス東アングリア大学のジューン・ソンプ氏の話から)

③ 職員配置の39年振りの改正(予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の推移)

- ・ この度、39年振りに職員配置の引き上げとケア単位小規模化の予算が確保された。日本の子育ての再生は社会的養護の実践強化から始まる。今年は「課題と将来像」実現へのスタートの年である。

あまりにも低い職員配置基準。 「課題と将来像」では、 0・1歳児 1.3 : 1 2歳児 2 : 1 3～5歳児 3 : 1 6歳以上児 4 : 1 を目標としている。 全養協としては、 3歳未満児 1 : 1 3～5歳児 2 : 1 6歳以上児 3 : 1 を目標としている。	児童養護施設の職員配置 (児童 : 職員)				
		0・1歳児	3歳未満	3～5歳	6歳以上
	1948 (昭和23)年	(乳3:1)	10 : 1	10 : 1	10 : 1
	1962 (昭和37)年	(乳2.5:1)	5 : 1		
	1964 (昭和39)年			9 : 1	9 : 1
	1966 (昭和41)年			8 : 1	8 : 1
	1968 (昭和43)年			7 : 1	
	1969 (昭和44)年			6 : 1	
	1970 (昭和45)年	(乳2:1)	3 : 1		
	1971 (昭和46)年			5.5 : 1	7.5 : 1
	1972 (昭和47)年			5 : 1	7 : 1
	1976 (昭和51)年	(乳1.7:1)	2 : 1	4 : 1	6 : 1
	2011 (平成23)年	1.7 : 1	2 : 1		
	2012 (平成24)年	1.6 : 1			5.5 : 1
2015年に実現	児童養護施設	1.3 : 1	2 : 1	3 : 1	4 : 1
	乳児院(看護師、保育士、指導員)	1.3 : 1	2 : 1	3 : 1	
	情短施設(保育士、指導員) (セラピスト)				3 : 1 7 : 1
	児童自立支援施設(セラピスト) (自立支援専門員・生活支援員)				10 : 1 3 : 1
	母子生活支援施設(母子支援員、少年指導員それぞれにつき)	10世帯未満 1人	10世帯以上 2人	20世帯以上 3人	30世帯以上 4人

- ・ 入所児童の60%が被虐待児、30%が発達障害児などの障がい児という状況で、保護者への対応も含めて、職員には高

度の専門性を求められている。

- ・ 24時間365日稼働施設のため、今でも伝統的な住込み断続勤務で養育に当たっている施設もあり、多くの施設は、夜勤、夜間宿直等も含む不規則な輪番勤務であり、社会的養護分野にも上記のとおり職員配置予算は付いたものの、人材確保は極めて難しい状況にある。

④ 子どもを信頼し、子どもと共にホームを作る

- ・ 今の日本の子どもたちは余りにも管理され過ぎている。家庭でも、施設でも、学校でも、地域でも。子どもを信頼しないところに管理がある。大舎制施設から小規模ケア(ホーム)に移行することは子どもを信頼し、子どもと共に生活を作る養育への転換である。
- ・ 子どもを規則や外からの枠付で管理せざるを得ない生活から子どもと一緒に生活を紡いでゆく養育の営みへの転換を図ることである。子どもと共に家庭を創り、子どもと共に施設を創り、子どもと共に学校を創り、子どもと共に地域を創る。子どもと共に未来を創るのである。

※ OECD加盟国24か国の15才を対象とした幸福度調査(ユニセフ、2007年)で、「自分は孤独だ」と感じる日本の割合はトップで、ほぼ3人に1人は孤独を感じている。

※ 日米中韓での自己肯定感のアンケート((財)日本青少年研究所、2010年)で、「自分は価値のある人間だ」と答えた割合は、アメリカ57%、中国42%、韓国21%、に対して日本は7%と極端に低い。

⑤ 子どもの人権を柱に据えた子育ての推進を

- ・ 「子どもは人間である」と叫び続けて200人の孤児と共にトレ布林カ強制収容所に消えたヤヌシュコルチャックの実践から生まれた「子どもの権利条約」を施設内外で普及実践し、子どもたちと共に歩みたい。
- ・ 子どもと共にスツアモンダしながら歩む時、喜びが生まれる。職員は、子どもたちの成長を見届けるためにも居続けてほしい。
- ・ 子どもの権利条約を施設に、日本に根付かせたい。

2. 社会福祉法改正への対応(「子どもを飯のたねにする福祉屋」にはなりたくない)

① 1990(平成2)年の福祉八法改正以来、

- ・ 高齢者、障がい者・児、保育等「措置から契約へ」とする流れの中で、社会福祉事業は、福祉産業として、医療機関と株式会社の参入が進み、社会的養護は孤立してきた。私たちは、「社会的養護は措置制度を残さざるを得ない部門であり『措置制度死守』を標榜してきた。
- ・ 自立援助ホームやショートステイ、家庭訪問事業などの市町村事業などでは既に契約を導入しているが、児童虐待への対応などをめぐって保育所でも一部措置の復活も考えられる。
- ・ 高齢者介護分野、障害分野、保育分野などで、民間企業者とのイコールフィティング論などによる「社会福祉法人にも税金をかけるべき」とする「社会福祉法人の見直し」が進められ、28年度~29年度については課税はしないこととなったが、継続して検討されるとのこと。

② 措置制度を守り今の社会福祉法人制度を守りたい。

まとめにかえて

☆ 大人に受け止めてもらえなかった子どもの悲劇。

☆ 大人が子どもに寄り添うことが大切です。問題行動はこどものSOSのサインです。

☆ 親も子どもも孤立させないで。ありのままを受け止めることの大切さ。

☆ 子どもと共に歴史を創る。子どもと共に「子どもの人権を柱に据えた子育て文化」の創造を。

・ 子どもは尊厳を持った人間である。という宣言。

・ 親(大人)の付属物ではない。

・ 子どもの人権とは、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利

☆今こそ、日本の施設や地域・家庭に於いて、子どもの人権を柱に据えた子育て文化の創造が求められている。

・ 小舎だろうが大舎だろうが、制度が進もうが進むまいが、我々があずかっている子どもの人権は守らねばならない。虐待は重大な犯罪である。有効な虐待防止策を。

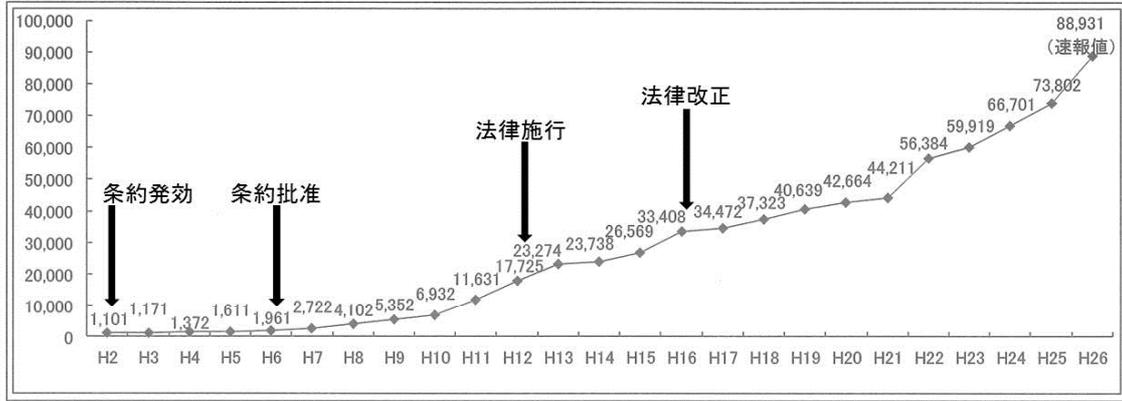
☆ 子どもの養育は、子どもの愛着行動も含めて、子どもの身体的・精神的受け止めから始まる。入所施設での養育は、マイナスからのスタートとなり「積み残しの挽回」が必要となる。施設における日々の養育の営み・生活を通して、子どもたちに安心と自信と自由を回復し社会に巣立つときには平等なスタートを保障し、施設での養育の営みと共にアフターケアも含む寄り添いを行うのである。

(別紙資料) 今、日本の子どもたちは

① 子どもの虐待

表1
児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度は7.6倍に増加。



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

○ 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告			第11次報告		
	(H15.7.1~H15.12.31)			(H16.1.1~H16.12.31)			(H17.1.1~H17.12.31)			(H18.1.1~H18.12.31)			(H19.1.1~H20.3.31)			(H20.4.1~H21.3.31)			(H21.4.1~H22.3.31)			(H22.4.1~H23.3.31)			(H23.4.1~H24.3.31)			(H24.4.1~H25.3.31)			(H25.4.1~H26.3.31)		
	(6カ月間)			1年間			1年間			1年間			1年間			1年間			1年間			1年間			1年間			1年間					
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計												
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

※ 第1次報告から第11次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

表2 児童相談所における虐待の内容別相談件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973(51.3%)	3,441(29.6%)	590(5.1%)	1,627(14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877(50.1%)	6,318(35.6%)	754(4.3%)	1,776(10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828(46.5%)	8,804(37.8%)	778(3.3%)	2,864(12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932(46.1%)	8,940(37.7%)	820(3.5%)	3,046(12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022(45.2%)	10,140(38.2%)	876(3.3%)	3,531(13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

表3 児童相談所虐待相談における主たる虐待者の推移

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)

*その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

*平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

表4 児童虐待死亡事例の推移

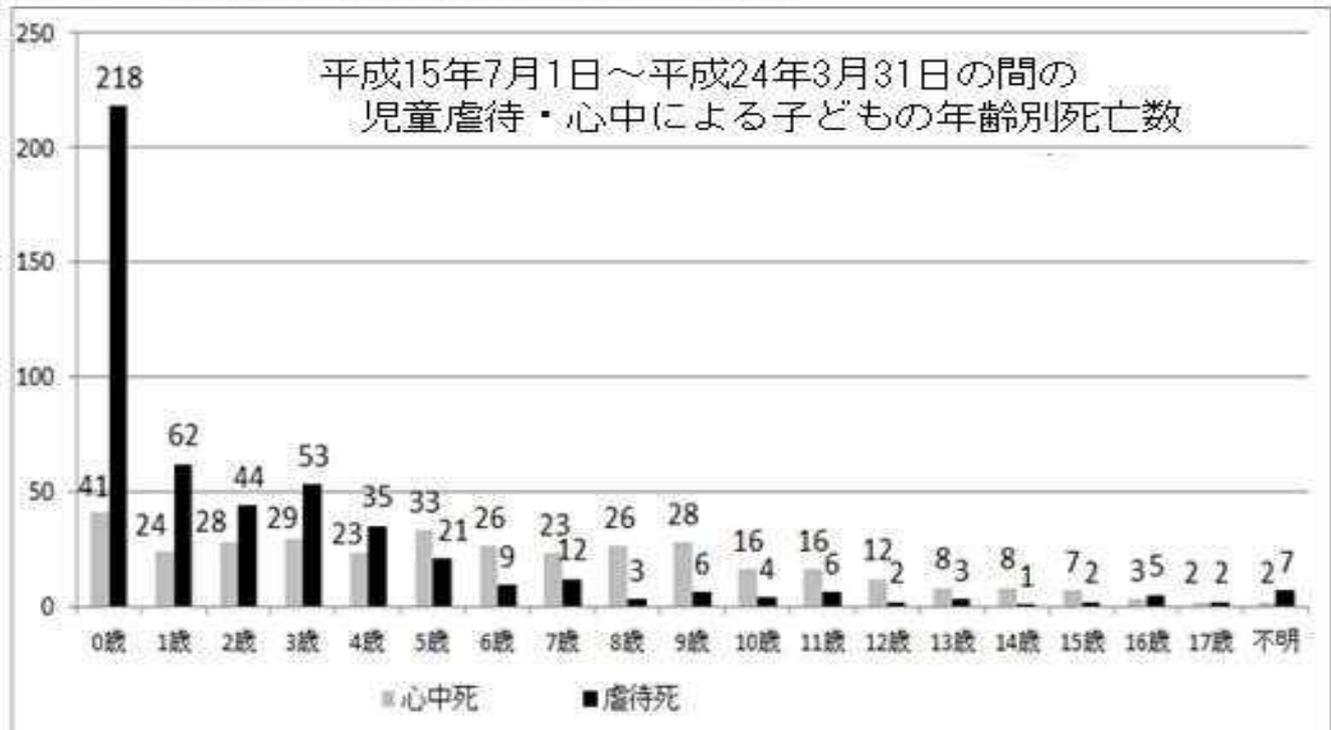
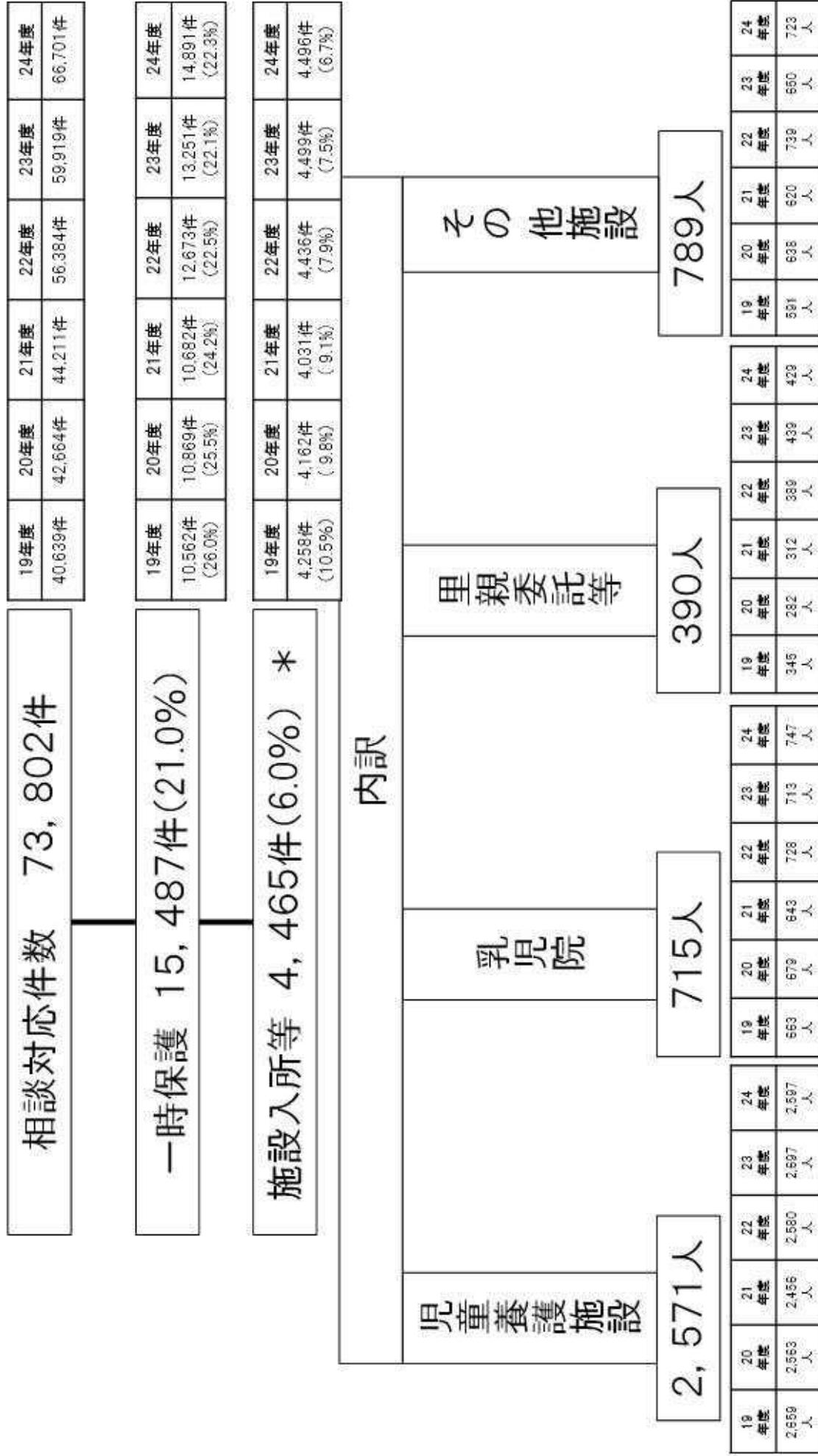


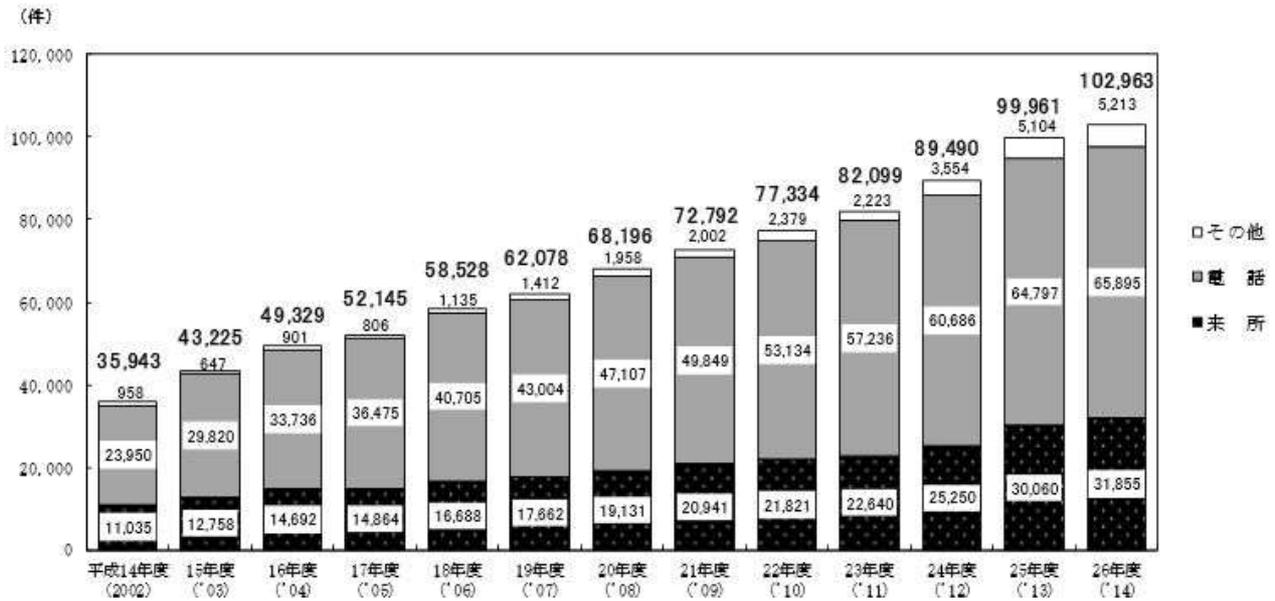
表5 児童虐待相談対応の内訳



○ 平成25年度の児童福祉法第28条措置 承認件数 277件
 ※ 平成22年度の相談対応件数、一時保護件数、施設入所等件数、児童福祉法第28条措置承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

* 平成25年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,736件

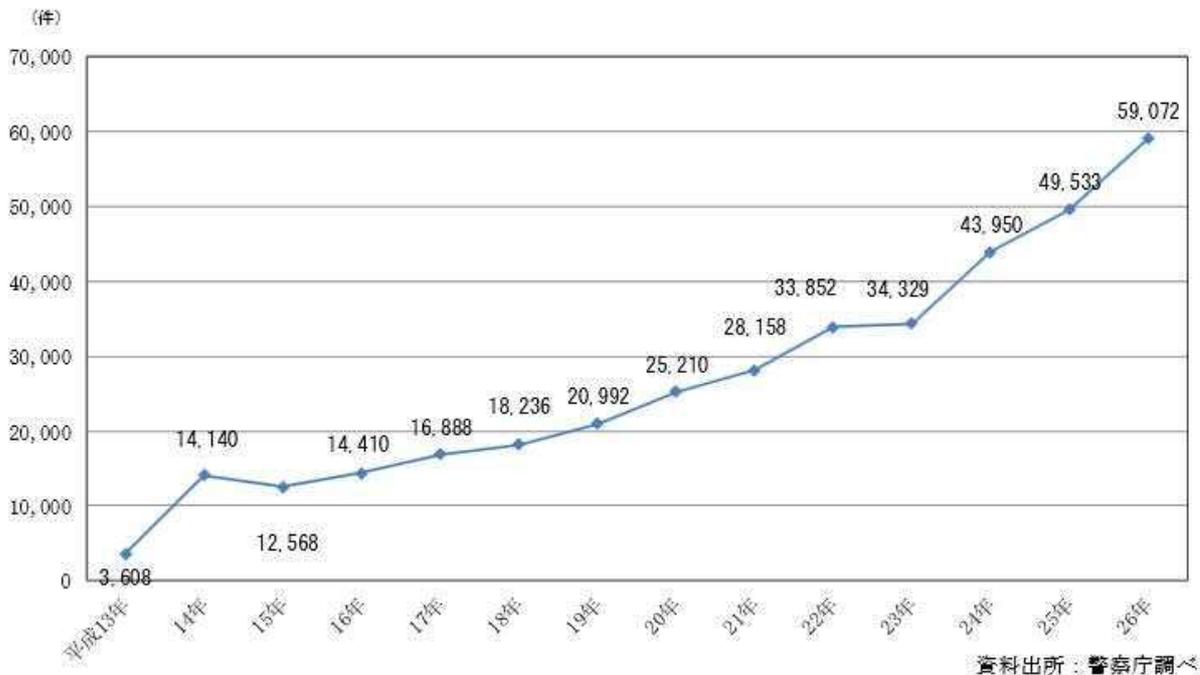
表6 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成26年4月1日～27年3月31日の間の、全国の支援センター247か所（うち市町村設置の支援センターは74か所）における件数です。

表7 警察における暴力相談の対応件数



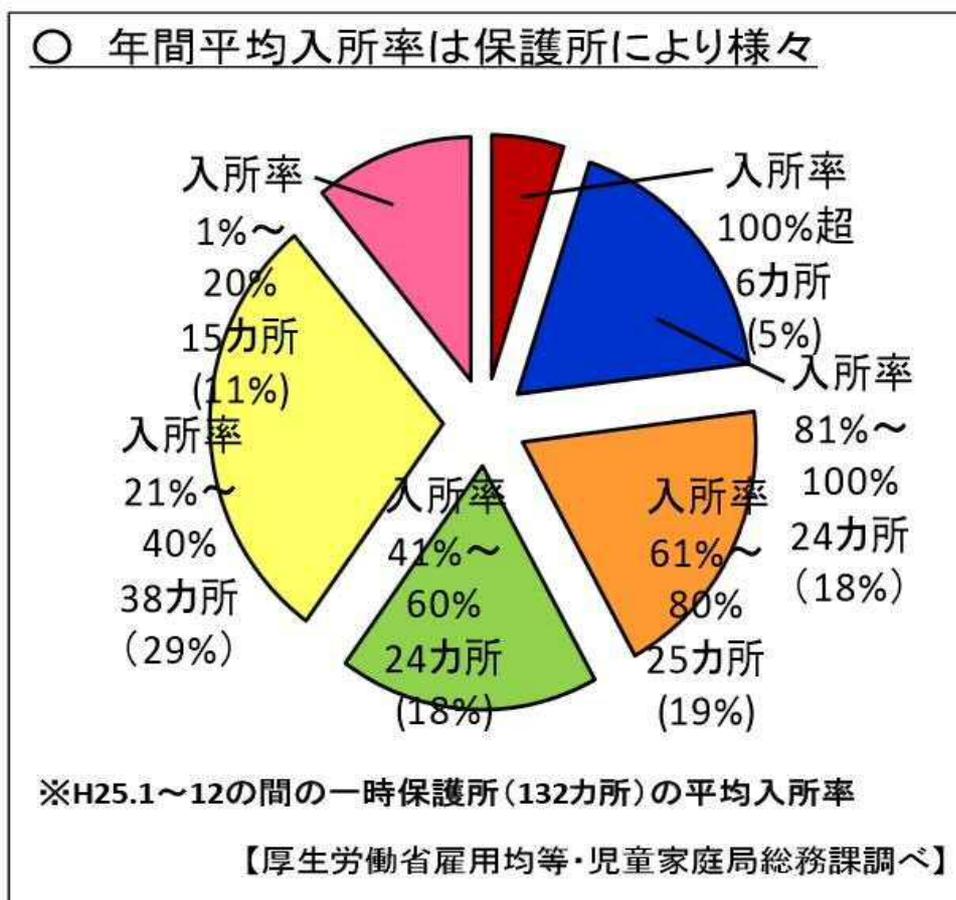
(備考)

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

表 8 一時保護所・1日あたり保護人員及び平均在所日数



表 9 一時保護所・年間平均入所率

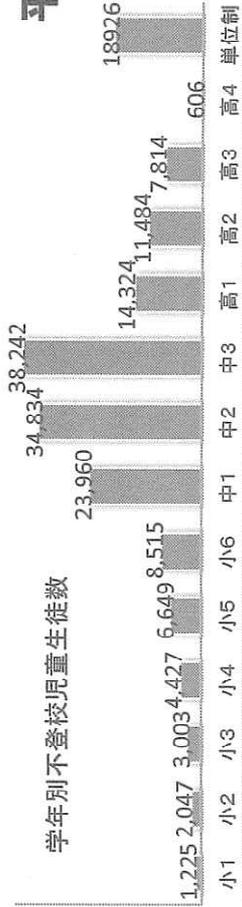


②不登校

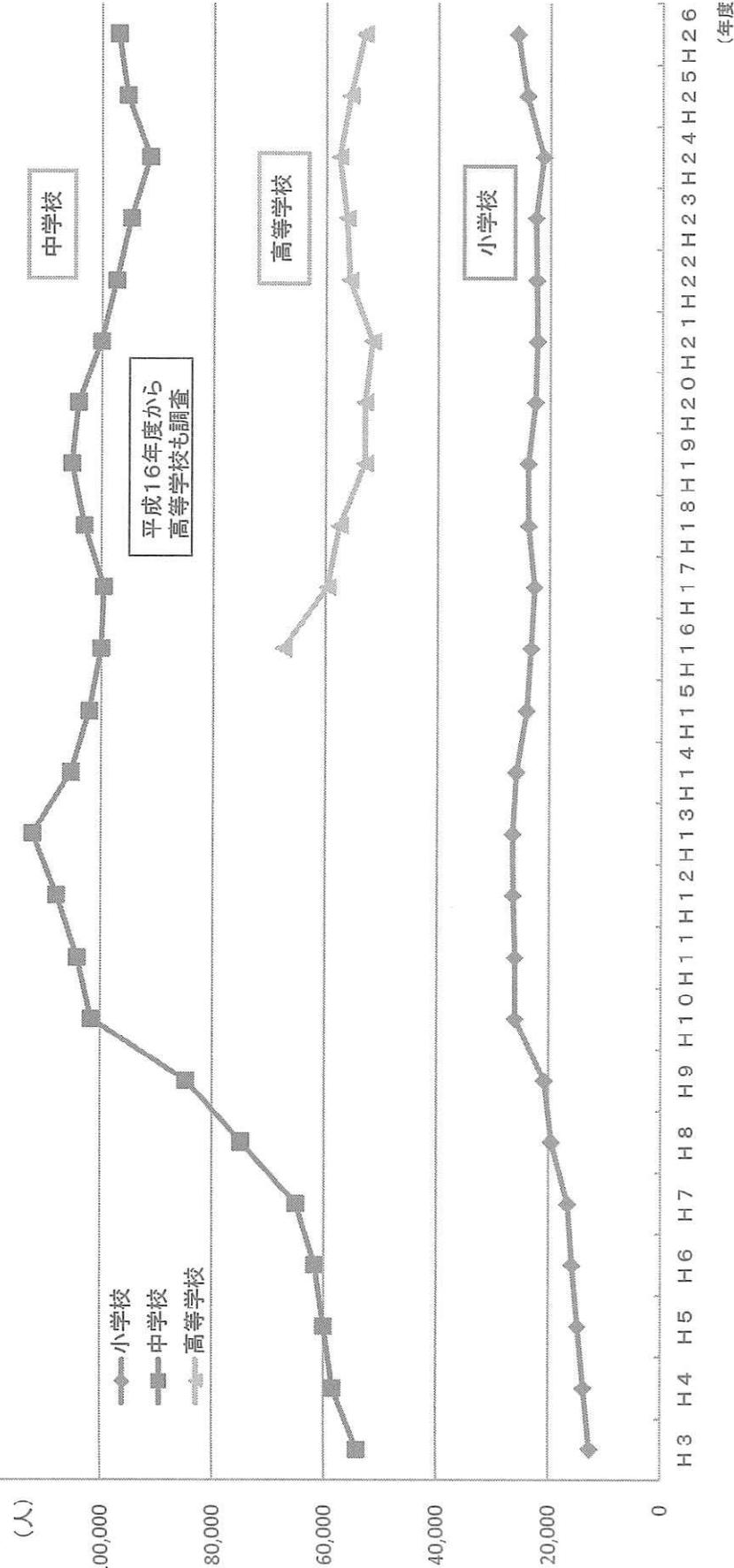
不登校児童生徒数 [推移]

国公立小・中・高等学校

平成26年度:176,056人(前年度175,272人)



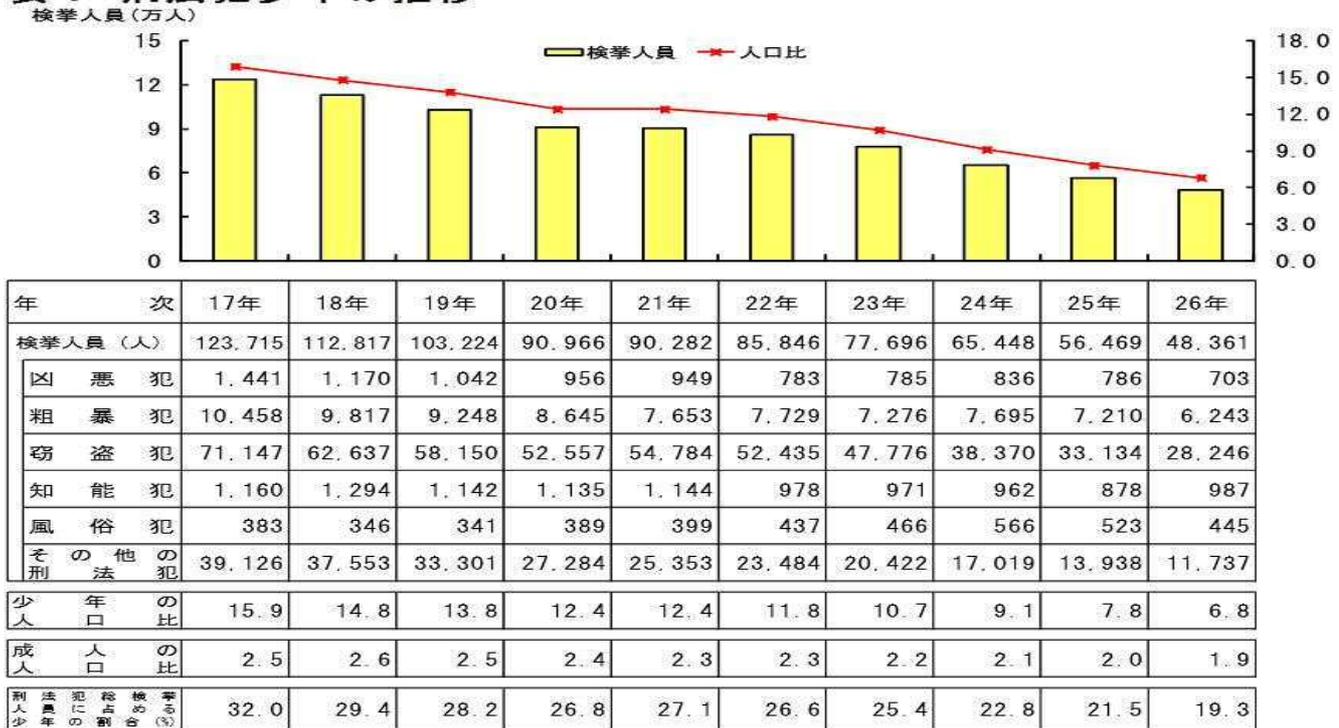
小学校 : 25,866人 (255人に1人)
 中学校 : 97,036人 (36人に1人)
 高等学校 : 53,154人 (63人に1人)



(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情動的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはいたくともできない状況にある者」

③非行の動向

表 1 刑法犯少年の推移



④いじめと人権

表 1 いじめの認知発生件数

	(1) 推移 (件)				(2) 学年別構成割合 (平成24年度) (%)	
	小学校	中学校	高校	合計	小1	高3
平成6 (1994)	25,295	26,828	4,253	56,601	7.6	
7 (1995)	26,614	29,069	4,184	60,096	9.6	
8 (1996)	21,733	25,862	3,771	51,544	10.7	
9 (1997)	16,294	23,234	3,103	42,790	11.1	
10 (1998)	12,853	20,801	2,576	36,396	10.8	
11 (1999)	9,462	19,383	2,391	31,359	9.6	
12 (2000)	9,114	19,371	2,327	30,918	15	
13 (2001)	6,206	16,635	2,119	25,037	11	
14 (2002)	5,659	14,562	1,906	22,205	6.3	
15 (2003)	6,051	15,159	2,070	23,351	3.9	
16 (2004)	5,551	13,915	2,121	21,671	2.6	
17 (2005)	5,087	12,794	2,191	20,143	1.8	
18 (2006)	60,897	51,310	12,307	124,898		
19 (2007)	48,896	43,505	8,355	101,097		
20 (2008)	40,807	36,795	6,737	84,648		
21 (2009)	34,766	32,111	5,642	72,778		
22 (2010)	36,909	33,323	7,018	77,630		
23 (2011)	33,124	30,749	6,020	70,231		
24 (2012)	117,384	63,634	16,274	198,109		

事業所名	鳥取こども学園			
根拠法令等	児童養護施設（児童福祉法第41条）			
所在地	鳥取市立川町五丁目417番地			
開設年月日	1948（昭和23）年1月1日			
入所定員	58名（本園40名、地域小規模児童養護施設6名×3カ所）			
施設（事業所）の特色並びに事業概要				
<p>本園は1ブロック（男子ホーム1、女子ホーム1）を基本とする6ホーム・3ブロック体制に加え、一時保護、子育て短期利用事業などの短期利用者専用のホームがあります。各ホーム6～7人の入所児童に3～4人のケア職員を配置。地域小規模児童養護施設は男子ホーム1カ所、女子ホーム2カ所が市内に点在しており、各6名の定員で3人のケア職員と食事作り等を職務とするパート支援員を配置しています。入所者の年齢はおおよそ2才～19才で、子ども達は地域の幼稚園・小中学校・高校等に通っています。</p> <p>子どもの入所理由は保護者の虐待・経済的困難・精神疾患・養育能力の欠如等様々な要因が複雑に絡み合っています。このような中で、子どもの思いに寄り添い、また「共に育てていく」ことを念頭に保護者に寄り添いながら、子どもを中心にケアを進めています。</p>				
職 種	職員数	職 種	職員数	業 務 内 容
園長	1	副園長	2	
家庭支援専門相談員	2	個別対応職員	1	
児童指導員	6	保育士	27	
セラピスト	1	職業指導員	1	
看護師	1	里親支援専門相談員	1	
事務員	2	栄養士	1	
支援員	7	調理員等	4	
御参加の皆様へのメッセージ				
<p>児童養護施設は、全国に約600施設、鳥取県内には5施設あります。</p> <p>鳥取こども学園は、法人理念「愛」を基軸に子ども一人ひとりを尊重し、生活を大切にすする小舎制で運営されています。児童憲章「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。」、全国児童養護施設協議会倫理要領に則り、全ての職員が一体となって「子どもの最善の利益」に適った養育が行われるよう日々努めています。</p>				

事業所名	鳥取こども学園乳児部	
根拠法令等	乳児院（児童福祉法第37条）	
所在地	鳥取市立川町5丁目417番地	
開設年月日	2006（平成18年）年10月1日	
入所定員	入所：15人（小規模グループケア5人×3ホーム）	
施設（事業所）の特色		
<p>0～6歳（おおむね3歳まで）の異年齢の子ども5名と職員と一緒に食事や入浴を行い家庭的な環境で生活をしています。勤務形態は早出・遅出・夜勤・明けが基本でホーム専属の職員6名でローテーションの体制をとっています。</p> <p>病虚弱児や障害を抱えた乳幼児の支援も、関係機関と連携を取りながら行っています。</p> <p>又、親子愛着センター的役割を担い、保護者支援に力を注ぐと共に親子の間に育まれる愛着形成も重視して養育支援を行っています。</p>		
事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の生命の保障と健全な発育・発達保障 健診・予防接種・健康観察・通院・入院付き添い等 生活体験やあそびを通じての発育・発達支援 ・愛着形成と豊かな情緒育成の支援、自我形成への寄り添い ・保護者支援 ・関係機関との連携による支援体制の共有と強化 ・地域養育支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・一時保護の短期預かり） 		
職種	職員数	業務内容
看護師	4	乳幼児の養育支援・医療的ケア
保育士	19	乳幼児の養育支援
セラピスト	1	発達検査・プレイセラピー
家庭支援専門相談員	1	保護者支援
里親支援専門相談員	1	里親支援と入所児童の里親委託支援
事務員	1	事務会計
支援員	1	家事業務の補佐
栄養士・調理員	1・4	献立作成・調理（保育士兼務3名含む）
<p>乳児院は全国に134ヶ所あります。当院のように全面的に家庭的養育を行っている施設は全国でもわずかです。目覚ましい成長を見せる乳幼児期は、発育・発達の個人差も大きく、個別的支援が求められており、小集団養育といえども個を尊重する支援を基本姿勢としています。又、様々な事情を抱える保護者に寄り添い子どもの親として尊びながら、親子の愛着形成支援に努めています。職員は常に情報を共有しホームが子どもたちにとって安心で安全な場所となるようチームで子どもたちの養育支援を行っています。</p>		

事業所名	鳥取こども学園希望館				
種別	情緒障害児短期治療施設（児童福祉法第43条の2） ※平成29年4月1日、「児童心理治療施設」に名称を変更します。				
所在地	鳥取市立川町5丁目417番地				
開設年月日	1994（平成6年）年4月1日				
入所定員等	入所：30人（小規模グループケア6人×5ホーム）、通所：15人				
施設（事業所）の特色並びに事業概要					
<p>全国に43施設ある同種別の施設のほとんどが大舎制と呼ばれる集団での支援をしています。希望館は、6人程度の小舎制での子どもと職員の共同生活を通じた支援をしています。</p> <p>男子ブロック2ホーム、女子ブロック2ホームと男女混合のホームを開設し5ホーム体制です。各ホームに3～4人のケア職員と男女各ブロックに1名ずつのブロック長を配置しています。入所は常時26～29人程度です。</p> <p>教育は、施設内の分校・分教室の他、地域の小中学校・高校等、それぞれの子どもの状況に応じて、教育の場所を選ぶことができます。</p> <p>被虐待児童の他、不登校、発達障害等々、今後も幅広いニーズが期待されています。</p> <p>生活を基本として、医療・心理治療・教育と福祉が連携して「育ち」をキーワードとして、子ども達のケアをしています。</p>					
職種	職員数	業務内容	職種	職員数	業務内容
児童指導員	10	入所児童のケア	栄養士	1	栄養管理
保育士	13		調理員	3	調理
セラピスト	7	入所児童の心理治療	事務員	1	栄養管理
医師	1	児童精神科治療	支援員	3	環境管理
看護師	1	健康管理	施設長	1	総括
御参加の皆様へのメッセージ					
<p>施設種別の情緒障害児短期治療施設は「情短」と略されています。来年度から「児童心理治療施設」と名称変更となります。「治療」とありますが、不登校や非行、発達障害や被虐待体験は、育ちを阻害することはあっても、子ども達を壊してしまうようなことはありません。</p> <p>鳥取こども学園希望館は、壊れた子どもを治療するのではなく「養育」、育て直しに取り組む場所だと考え、家庭的な小規模のグループで養育することを基本としています。</p> <p>子ども達の育ちに治療や指導・教育の要素は欠かせないものですが、「生活」の基盤があってこそその治療や指導・教育なのです。子ども達と大人（職員）が協力し、力を合わせて子ども達自身の育つ力を支えるのが「希望館」です。開設20周年を迎えますが約に生活棟の全面改築を行いました。昨年度末までに193人の子ども達が巣立っています。</p> <p>様々な事情を抱えた子ども達との生活は、辛いこともあります。それだけに子ども達の成長の喜びは大きなものとなります。職員は常に情報を共有し、チームとなって互いを支え合い助け合う風土が根付いています。次の世代を担う元気なパワーを必要としています。</p>					

事業所名	鳥取みどり園	
種別	保育所	
所在地	鳥取市立川町5丁目417	
開設年月日	1951年（昭和26年）4月1日	
入所定員	160名	
施設（事業所）の特色・事業内容		
<p>保育所「鳥取みどり園」は昭和26年4月に創立され、今年で65年目になります。今年度からスタートした子ども・子育て支援制度のもと保育所は「特定教育・保育施設」として鳥取市の確認を受けています。利用定員は3歳以上児90名、3歳未満児中1.2歳児は55名、0歳児は15名の定員です。各年齢ごとのクラス分けで3歳未満児3クラス、3.4.5歳児は3クラスの構成としています。対象者は「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望する乳幼児です。鳥取市が利用者の斡旋、調整、利用料の決定をします。</p>		
職種	職員数	業 務 内 容
園長	1	
副園長	1	
主任保育士	2	
保育士	26	
栄養士	1	
調理師	1	
調理員	2	
看護師	1	
事務員	1	
嘱託医	2	
ご参加の皆様へのメッセージ		
<p>時代とともに家族のありかたや、就労形態が変化する中、保育園で過ごす時間が長くなっている子どもたちが増えてきました。幼い子どもたちにとって、長時間過ごす保育園が居心地の良い、安全で安心して過ごせる場所となるようにと取り組んでいます。幼い子どもたちは「遊び」で心身ともに成長します。いつの時代も子どもたちは砂あそび、泥んこ遊び、虫探し、鬼ごっこ、滑り台、などを楽しみ元気いっぱい遊んできました。当園は子どもたちの遊びたいという心を満足させ、益々遊びたい方向に導き、満足感、達成感を感じると共に「できた」という自信を培うのが職員の役割と信じています。また、当園ではキリスト教保育を進め大切な乳幼児期の人格形成を培っています。平成9年に併設した、わくわく子育て支援センターでは、未就園の乳幼児と保護者の方が利用され、ふれあいの場、情報交換や子育て指導の場となっています。虐待予防の場として、また子育ての応援団と位置づけをしています。保育士として、子どもたちと元気に遊びを創造できる若いパワーのある方、またチームワークの力を大切にできる方、保護者と子育てを共感できる方を望んでいます。</p>		

事業所名	自立援助ホーム 鳥取フレンド・鳥取スマイル	
種別	児童自立生活援助事業（第2種社会福祉事業）	
所在地	鳥取フレンド…鳥取市西町2丁目103 鳥取スマイル…鳥取市西町3丁目417	
開設年月日	鳥取フレンド…1984年4月1日／鳥取スマイル（倉吉スマイル）…2005年4月1日	
入所定員	鳥取フレンド…定員9名 / 鳥取スマイル…定員6名	
施設（事業所）の特色・事業内容		
<p>① 教育終了後に様々な事情で家庭にいられなくなった青少年（15歳～20歳まで）に生活の場を提供し、社会的自立（就労・アパート自立）を支援する施設です。厚生労働省は子ども・子育てビジョンにおいては、2019年までに全国に190か所の自立援助ホームを増やす目標を設定しています。</p> <p>② 開設当初は、法制度がまだ整備をされておらず、国の施策に先行する形で設置されました。既存のものではなく、子どものニーズに合わせた支援を行った結果が施策につながるという当法人の理念が具現化した1つのモデル施設です。</p> <p>③ 2014年に倉吉スマイル（現：鳥取スマイル）が鳥取市に移籍。鳥取フレンドとのブロック体制を構築し、連携をしながら支援を実施しています。</p> <p>④ 児童相談所からの入居だけではなく、家庭裁判所、保護観察所等からの入居も可能で虐待や貧困、非行などの問題で行き場のない青少年の受け皿になっています。また近年、知的・発達障害、心理的ケアを必要とする青少年の入居が増えており、医療・福祉機関と連携した支援を行っています。</p>		
職種	職員数	業務内容
児童指導員	4人	入居者の生活の支援（食事作り含む）、就労支援（就職・就労継続の支援）、退居後の支援
保育士	3人	入居者の生活の支援（食事作り含む）、就労支援（就職・就労継続の支援）、退居後の支援
補助員	2人	生活支援（食事作り等）、入居者・退居者のケアの補助
※心理相談業務担当の児童指導員が必要に応じて、心理的ケア（カウンセリング、心理検査）、ケースワーク（障害者支援機関との連携）を行います。		
ご参加の皆様へのメッセージ		
<p>自立援助ホームは“社会内支援”を目指しており、住居も地域社会の民間住宅を活用しています。職場や地域など実際の社会の中で生活をする中で人間関係や社会人としての心構え等を身に付ける支援を行っています。</p> <p>入居する青少年は何らかの理由で家庭や学校に居場所がなく、多くの傷つき体験を持っています。自立援助ホームはそんな青少年が社会に羽ばたくために傷ついた羽を癒す『止まり木』でありたいと考えています。そのために支援の中では“対話”を基本として、社会との葛藤場面においては入居者の話を聴きながら、課題解決に向けて寄り添うことに力を入れています。</p> <p>高齢児を扱う施設で困難な部分も多くありますが、その分、入居者の成長していく姿に喜びを感じられる施設です。小規模な事業所ですので、職員それぞれの主体性を尊重しながら支援に取り組むことができる職場です。</p>		

事業所名	とっとり若者サポートステーション よなご若者サポートステーション	
根拠法令等	青少年の雇用の促進等に関する法律第5条	
所在地	とっとり若者サポートステーション：鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル1階 よなご若者サポートステーション：米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	
開設年月日	とっとり若者サポートステーション 2008（平成20年）年4月7日開設 よなご若者サポートステーション 2013（平成25年）年4月1日開設	
対象	15歳～39歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない若者とそのご家族	
施設（事業所）の特色		
厚生労働省の認定と鳥取県からの委託を受け、県内2カ所で地域若者サポートステーション事業を実施しています。とっとりサポステは鳥取駅から徒歩3分、鳥取フコク生命駅前ビル1階にあります。よなごサポステは米子駅から5分、イオン米子店4階にあります。ともに公共交通機関等の利便性のよい場所にあります。とっとりサポステは同じ施設内にとっとり若者仕事ふらざ、鳥取新卒応援ハローワークがあり、道路を隔ててミドル・シニア・レディーズ仕事ふらざがあります。よなごサポステは施設内の同一フロアによなご若者仕事ふらざ、ハローワーク米子、ミドル・シニア・レディーズ仕事ふらざがあります。利用される方の利便性や機関の連携がとりやすい環境にあります。		
事業内容		
15歳から39歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない無業状態の若者の職業的自立に向けて、相談支援を行っています。同様にご家族からの相談も受けています。 支援内容は自分自身のこれまでの経験や興味、得手不得手などの振り返りを通じ、将来の道筋を見つけていくキャリアカウンセリングや、就労や社会参加に向けての悩みを聴き、心の整理を行う心の相談を行っています。また必要に応じて“グループワーク”や“プレジョブ”“サポステ塾”を実施しています。就職決定後のフォローアップも実施しています。（※職業斡旋は行っていません）		
職種	職員数	業務内容
総括コーディネーター	2人(1人×2カ所)	事業の総括、キャリアカウンセリングなど
キャリアカウンセラー	2人(1人×2カ所)	キャリアカウンセリング、定着ステップアップ支援など
支援員	4人(2人×2カ所)	相談支援、グループワーク、定着ステップアップ支援など
セラピスト	2人(1人×2カ所)	心の相談、グループワークなど
御参加の皆様へのメッセージ		
平成26年の若年無業者（15歳～34歳）の数は56万人。サポステの支援対象者である35歳から39歳の無業者20万人を加えると76万人に登ります（平成27年版子供・若者白書）。若年無業者の職業的自立に向け、全国160カ所の地域若者サポートステーションは支援をおこなっています。社会福祉法人鳥取こども学園は県内で2カ所の地域若者サポートステーションを運営しています。社会に一步踏み出せない若者を支援することは、当法人の社会貢献の一つだと考えています。若年無業者の就労支援機関として地域若者サポートステーションの存在を知っていただけたらと思います。		

事業所名	子ども家庭支援センター 希望館	
種 別	児童家庭支援センター (児童福祉法 第26条)	
所 在 地	鳥取市立川町5丁目417番地	
開設年月日	1999 (平成11年) 年11月1日	
入所定員等	—	
施設 (事業所) の特色並びに事業概要		
<p>社会的養護分野の施設が地域を支えることを目的とした地域の相談窓口として開設されました。相談の分野は、虐待や不登校、学校不適応、非行、施設退所者や里親の支援等々、幅広い対応をしています。御相談の主訴に応じて、家族間や様々な環境調整をケースワークでの支援をします。地域の要保護児童対策地域協議会と連携し、他機関へのコーディネートは重要な役割です。また、子どもと保護者への心理治療等の支援を行います。年間に1400件から1600件の御相談と継続支援を行っていますが、当法人の各事業所・施設と連携することで充実した支援が可能となっています。</p> <p>全国に112カ所(協議会加盟)の児童家庭支援センターがありますが、鳥取県内では中部に「くわの実」西部には「よなごみその」があり、県内で連絡会議を設置して、相互研修を実施しています。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会のモデルとなった「子どもの虐待防止ネットワーク鳥取(CAPTA)」の事務局としての活動を通じて地域の児童福祉のリーダーを目指しています。</p>		
職 種	職員数	業 務 内 容
所 長	1	総括とスーパーバイズ(希望館施設長が兼務)
相談員	2	相談受付、ケースワーク
セラピスト	1	心理療法担当
御参加の皆様へのメッセージ		
<p>ケースワークや心理治療の専門性を発揮することでは、ほとんどは児童相談所の機能と同じことが求められます。措置権(施設入所の決定権)等の権限のない子どもの育ちを支援する専門機関です。</p> <p>子ども家庭支援センター希望館は、児童家庭支援センター機能の他、法人内一時保護所、児童養護と乳児部の里親支援専門相談員、里親支援とっとり、希望館通所部を総合しています。ありとあらゆる子どもや家族の状況、悩みに対応する地域の相談窓口として、期待されています。</p>		

事業所名	里親支援とっとり	
種 別	鳥取県里親支援機関事業委託	
所 在 地	鳥取市立川町五丁目417番地	
開設年月日	平成23年4月1日	
入所定員	-	
施設（事業所）の特色・事業内容		
<p>①里親委託促進事業 各県域における里親との協議、訪問、推進委員会の開催などにより里親委託推進を行う</p> <p>②養育里親研修事業 里親になることを希望する方、すでに里親の方に対し研修を行う</p> <p>③専門里親研修事業 専門里親になることを希望する里親、更新を希望する専門里親に研修を行う</p> <p>④普及啓発事業 チラシ・パンフレット作成、配布などにより里親制度の広報を行う</p> <p>⑤里親相互交流事業 里親同士が養育についての情報・意見交換を行う場を設ける</p> <p>⑥全市町村里親配置促進事業 地域の各種集会などで制度の周知を図る</p> <p>⑦里親メンター養成等事業 経験豊富な里親から里親メンター候補者を選定し、研修及び助言等行う</p> <p>⑧里親制度地域定着促進事業 地域住民と接する機会の多い立場の方（民生児童委員、保護司など）を対象として里親制度の講習会を行う</p> <p>⑨鳥取県里親会事務局 鳥取県里親会の事務局として会を運営する</p>		
職 種	職員数	業 務 内 容
里親委託等 推進員	2	里親・施設・児童相談所等関係機関との連絡調整
事務員	1	諸事務を行う
ご参加の皆様へのメッセージ		
<p>当所は、平成23年度からスタートしました。</p> <p>以前は、県庁担当課や児童相談所が行っていた、里親への研修、里親制度の普及啓発、里親会事務局などの業務を、民間法人が受託し、里親により身近な形で寄り添い支援及び委託推進を行っています。里親は、これからの社会的養護分野を担う重要な役割です。里親を開拓し、里親と里子を支援することこそが日本の児童福祉の課題であり、その中心的役割を担うやりがいのある仕事です。</p>		

事業所名	社会福祉法人 鳥取こども学園 はまむら作業所	
根拠法令等	障害者総合支援法	
所在地	鳥取市気高町勝見11	
開設年月日	平成24年5月	
入所定員	就労移行支援 10名、就労継続支援 10名	
施設（事業所）の特色		
<p>はまむら作業所は、浜村駅から徒歩5分の所に拠点を置き、古民家を一部活用し、事業を行っている就労系の事業所です。平成28年より、就労継続支援事業、就労移行支援事業とを行う「多機能事業」を展開し、個別のニーズの充足を図っています。</p> <p>活動としては、土地所有者のご協力もあり、勝見を中心に、近隣でも田畑で農作物栽培や販売を行い、企業や農家さんからの受託作業に参加し、また、就労訓練、生活相談等を行い、個々の就労準備全般を日々サポートしています。事業所職員のみならず、ご家族、地域ボランティア、企業さんのご協力やご指導をいただきながら、小規模ながら活気ある活動を展開しています。愛称「BeachVillage」としてチームを編成し法人全体で、施設出身者や地域の皆さまへのサポート体制を強化しています。</p>		
事業内容		
<p>障害者総合支援法に基づき、知的障がい、精神障がいの方の就労準備支援を主に、日々生産活動を実施しています。また、施設内外の就労活動のみならず、生活や健康、他者との関わり等についての思い等にも耳を傾けながらの支援を個別に実施しています。</p> <p>就労継続支援、就労移行支援と2つの事業においての目標は異なりますが、利用者の意思や個別の状況に応じた柔軟な対応や配慮をし、利用者の歩幅やニーズに合わせたアセスメントやプランニングを行っています。相談支援専門員をはじめとする支援体制強化、法人内外の専門職との協力や助言等により、就職前、就職中、就職後も利用者がひとりで悩まないよう心掛けて支援にあたっています。</p>		
職種	職員数	業務内容
管理者	1名	職員の管理、法令順守の為の指揮命令。事業運営、業務管理等。
サービス管理責任者	1名	利用者に対して、アセスメントや支援計画の作成、支援内容の調整評価等を行う。従業員、事業所内外の支援調整等。
生活支援員	2名	利用者の日常生活の相談や支援等。
職業指導員	2名	利用者に対し、就労機会の提供、生産活動における指導、助言等。
就労支援員	1名	利用者の職業実習先の開拓、斡旋、求職活動支援、定着支援等。
御参加の皆様へのメッセージ		
<p>私たちは、事業所開設当初より、利用者、ご家族、地域の方々、企業の方、スタッフ共に協力し合い、事業所全体としても向上心が持てるような雰囲気作りをしてきました。熱意のある方、一緒に活動を共にしていただける方、一度「はまむら」に、「はまむら作業所に」お越しください！ 法人の中でも、今、はまむらが熱い！</p>		

社会福祉法人鳥取子ども学園の職員研修体制

- | | |
|-------------|--|
| 1 基礎研修 | 法人の新規採用職員 |
| 2 中堅職員研修 | 法人職員で概ね5年以上勤務経験者 |
| 3 ケースワーカー研修 | 法人の子ども家庭支援センター希望館職員・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員等の対外的交渉等を担当する職員 |
| 4 鳥取養育研究所 | ※鳥取養育研究所 研究発表大会
※子どもと施設の権利擁護全国ワークショップ
※鳥取養育研究所 定例研究会
※その他 鳥取養育研究所が実施する講演会等 |
| 5 その他 | 鳥取県内の各種研修会に職員を派遣
全国児童養護施設協議会・全国乳児福祉協会・全国情緒障害児短期治療施設協議会等の主催する研修会等に職員を派遣
資生堂児童福祉海外研修・日本キリスト教児童福祉連盟等の海外研修に職員を派遣 |

平成 28 年度 児童福祉施設等職員基礎研修会 実施計画

<時間割>

講義①→10:00～11:30 昼休憩→11:30～12:45 講義②→12:45～14:15 ③グループディスカッション→14:30～16:00

※昼食は各自でとるようにお願いいたします。

※グループディスカッション

テーマに沿った議題をもとに、各受講者の感想や気付き、これまでの業務への振り返りなどを話し合います。各グループにはファシリテーターが配置され、進行します。

月 日	テーマ	目 的	講 座	講 師	申込み期限
平成 28 年 6 月 14 日(火)	テーマ 1 子どもの安全・安心 を守るために	入所児童の安全・安心の保障は、職員一人一人に責任が伴う重要なテーマです。 防災と保健衛生について、その取り組みや具体的方法、職員としての心構えなどについて学びます また、子どもへの権利侵害を防ぐための必須事項について学びます。	①-1 施設における防災について	竹下敏児童指導員(鳥取こども学園) 法人防災委員長	平成 28 年 6 月 6 日(月)
			①-2 保健衛生と感染症対策について	竹森香理統括看護師 (鳥取こども学園乳児部)	
			② 権利擁護と施設内虐待防止の基本 ③グループディスカッション	水野壮一主任児童指導員 (鳥取こども学園希望館)	
平成 28 年 8 月 30 日(火)	テーマ 2 OJT とチームワーク 支援	一人前の職員として職務を全うするためには、実務を通してなされる OJT が重要となります。且つ、その力は計画に基づいたチームワーク支援の中で発揮されなくてはなりません。 ここでは、それらの基本を学びます。	①チームワーク支援の重要性とポイント	山本隆史主任児童指導員 (鳥取こども学園)	平成 28 年 8 月 22 日(月)
			② OJT の概念と活用のポイント	水野壮一主任児童指導員 (鳥取こども学園希望館)	
			③グループディスカッション		
平成 28 年 10 月 11 日(火)	テーマ 3 地域小規模児童養護 施設について	社会的養護の課題と将来像において、「より家庭的な養育環境」は重要なポイントであり、施設養護において最もそれを体現する形態のひとつとして「地域小規模児童養護施設」があります。 その意義と支援の実践を学び、受講者の業務への活用と連動を目的とします。	① 地域小規模児童養護施設の意義と設置の重要性	山本隆史主任児童指導員 (鳥取こども学園)	平成 28 年 10 月 3 日(月)
			② 支援の実際と子ども達の様子	坂口泰司 保育士 (子どもの家あかりホーム長)	
			③グループディスカッション		

月 日	テーマ	目 的	講 座	講 師	申込み期限
平成 28 年 12 月 13 日(火)	テーマ 4 心理治療について	施設における心理治療と、その役割についてわかりやすく説明したうえで、心理士との連携と情報共有のあり方や、支援への生かし方学びます。	①子どもの心理臨床	山下学副館長 (鳥取こども学園希望館)	平成 28 年 12 月 5 日(月)
			②-1 社会的養護における心理士の役割	田村千亜紀心理士 (鳥取こども学園)	
			②-2 連携における心構え	水野壮一主任児童指導員 (鳥取こども学園希望館)	
			③グループディスカッション		
平成 29 年 2 月 14 日(火)	テーマ 5 子どもの発達について	施設での養育や支援において、「発達」的な視点は知識として必須です。 この研修では、乳幼児期～青年期までの基礎的な発達段階の特徴を学び、実際にアセスメントや見立て、支援にどう役立てるのかを学びます。	①乳幼児期～学童期の発達	内藤綾子 心理相談員 (鳥取市こども発達・家庭支援センター)	平成 29 年 2 月 6 日(月)
			② 学童期～青年期の発達	河津史子 主任セラピスト (鳥取こども学園希望館)	
			③グループディスカッション		

平成 28 年度 児童福祉施設等中堅職員研修会 実施計画

<時間割>

講義①→10:00～11:30 昼休憩→11:30～12:45 講義②→12:45～14:15 ③グループディスカッション→14:30～16:00

※昼食は各自でとるようにお願いいたします。

※グループディスカッション

テーマに沿った議題をもとに、各受講者の感想や気付き、これまでの業務への振り返りなどを話し合います。各グループにはファシリテーターが配置され、進行します。

月 日	テーマ	目 的	講 座	講 師	申込み期限
平成 28 年 5 月 10 日 (火)	テーマ 1 社会的養護における 中堅職員の在り方	子どもの人格形成・成長と、その後の人生に最も影響を与えうるのは、子どもの近くで養育・支援を中心的に担う中堅職員であり、その支援に子どもたちの未来が埋まっているのです。 中堅職員の使命（ミッション）を理解し、それを生かしたホームやユニットの運営を学び、みんなで考えます。	①法人が中堅職員に求めるもの	藤野謙一副館長 (鳥取こども学園希望館)	平成 28 年 4 月 25 日(月)
			②ホーム・部署の運営について	山本隆史主任児童指導員 (鳥取こども学園)	
			③グループディスカッション		
平成 28 年 7 月 12 日 (火)	テーマ 2 ケースワークについて	中堅職員の業務は、子どもへの直接的な支援（ケアワーク）に留まらず、ケースを動かすことで、子どもの利益と目標を達成していくことも生じます。 ここでは、ケースワークの基礎と意義を知った上で、関係機関との渉外・施設内の調整・保護者対応などを学びます。	①ケアワーカーに期待するケースワークとは	岸田有加ケースワーカー (児童家庭支援センター希望館)	平成 28 年 7 月 4 日(月)
			②ケースワーク実践におけるポイントとコツ	水野壮一主任児童指導員 (鳥取こども学園希望館)	
			③グループディスカッション		

月 日	テーマ	目 的	講 座	講 師	申込み期限
平成 28 年 9 月 13 日(火)	テーマ 3 子どもとの関わりを 学ぶ 学童期～思春期	子どもと共に生活をしたり、支援して いく際に、成長・発達段階における支援 の要点を知っておくことが大切です。 ここでは、学童期と思春期に分けて、 経験豊富な支援者からそれを学びます。	①子どもとの関わり 【幼児～学童期編】 ーAさんとの17年間をふり返 ってー	田中敦子主任保育士 (鳥取こども学園) 水野壮一主任児童指導員 (鳥取こども学園希望館)	平成 28 年 9 月 5 日(月)
			② 子どもとの関わり 【思春期編】	山名康之児童指導員 (鳥取こども学園希望館)	
			③グループディスカッション		
平成 28 年 11 月 8 日(火)	テーマ 4 障がいを抱えた児・ 者への支援と社会資 源	障がいを抱えて、社会的養護を必要と する子どもがいます。 適切かつ役立つ支援において、その理 解と援助者としての姿勢を学びます。 また、障がい児・者支援における社会 資源や制度についての知識を得ます。	①障がい支援において大切な こと	岡田佳那子 看護師 (こころの発達クリニック)	平成 28 年 10 月 31 日(月)
			②障がい支援のための社会資 源と制度	内藤直人 寮長 (自立援助ホーム 鳥取フレンド)	
			③グループディスカッション		
平成 29 年 1 月 10 日(火)	テーマ 5 子どもの理解と権利 擁護	施設での養育や支援において、子ども の権利の擁護と尊重は必須です。 この講座では、施設で生活する子ども の心情を理解したうえで、「してはならな いこと」ではなく、「子どもたちのために すべきこと」を学び、権利意識を高める ことで、虐待防止の礎とし、より良い支 援へと繋げていきます。	①施設で生活する子どもの理 解 ーいと小さくされた者たちー	水野壮一主任児童指導員 (鳥取こども学園希望館)	平成 28 年 12 月 26 日(月)
			②「私達、虐待せずに、ここ まできました。」 (対談方式)	中村美智子 (鳥取こども学園) 山本奈穂子 (鳥取こども学園希望館)	
			③グループディスカッション		